

C-SR顧問レポート 2016年 7月号 (第44号)

平成28年4月から一部制度改正

◆新制度: キャリア形成促進助成金 <制度導入コース>

企業が様々な変化に対応し、永続的に発展・成長していくためには、人材育成を積極的に実施し、個々の従業員の職業能力やモチベーションを高め、生産性を向上させることが重要となります。

そこで、人材育成に取り組む事業主を支援する助成措置として創設された制度がキャリア形成促進助成金制度です。

キャリア形成促進助成金は、近年対象となる訓練が新たに創設されたり助成金額が上がったりと以前よりも大幅に拡充されております。

【従業員の職業能力評価等のキャリア形成を促進する制度を導入すると】

※中小企業以外は各25万円

- 1.教育訓練・職業能力評価制度 → 50万円
- 2.セルフ・キャリアドック制度 → 50万円
- 3.技能検定合格報奨金制度 → 50万円
- 4.教育訓練休暇等制度 → 50万円
- 5.社内検定制度 → 50万円

5つの制度を組み合わせて活用すると

⇒**最高250万円の助成金が受給可能**

◇キャリア形成促進助成金のポイント

正社員に、教育訓練を一定時間数以上実施する事業主に対して、教育訓練の実施に要する「賃金」と「費用」を助成する制度。

- ・原則として正社員(雇用保険被保険者)に対する訓練であること
- ・一定時間数の実施要件があること
- ・賃金助成と費用助成の2つの助成があること

キャリア形成促進助成金はとても手間のかかる助成金ですが、人材教育助成金としてはとても魅力があります。また、人気の高いキャリアアップ助成金との組み合わせも可能となりますので、ぜひご相談いただき、確実に助成金を獲得していきながら、この機会に社内の人材育成に力をいれてみてはいかがでしょうか？

◆職場定着支援助成金 <介護福祉機器等助成>

この介護福祉機器助成金は、介護労働者の身体的負担の軽減、賃金など処遇の向上、労働時間などの労働条件、職場環境の改善などの雇用管理改善を総合的に進め介護労働者労働環境向上を図った事業主ため助成金です

助成を受けるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、都道府県労働局の認定を受けることが必要です

【介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入した場合】

・介護福祉機器の導入費用の1/2(上限300万円) ※1品 10万円以上であること!

◆ただし、次に該当するものは対象外です。(一例)

- 要介護者が購入・賃借する機器
- 事業主が私的目的で購入した機器
- 事業主以外の名義の機器
- 現物出資された機器
- 商品として販売・賃借する目的で購入した機器
- 支払い事実が明確でない機器など

最後に、助成金の不正受給や無理をした申請など不正な申請が蔓延しつつあります。

高額な助成金の受給は魅力ですが、一度、信頼できる社会保険労務士に相談することをおすすめします。

助成金は、条件を満たせば受給できます。申請や準備は面倒と感じると思いますが、ぜひ有効に活用してください。